

安平町子ども・子育て支援事業計画
【令和5（2023）年3月 中間見直し】



安 平 町

はじめに

安平町では、令和2（2020）年3月、子ども・子育て支援法施行後第2期目となる「安平町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

その後、令和2（2020）年11月、とりわけ早来地区における2歳児以下の幼児教育・保育施設の不足とその児童の処遇改善を目的とした小規模保育事業所の創設を主目的として本計画の一部を変更し、現在に至っています。

本計画における計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間です。

本年度（令和4年度）は、その計画の中間年に当たる年であることから、計画内容と実態に乖離がある場合は、地方版子ども・子育て会議での議論を踏まえながら見直しを図ることとされています。

そこでこの度、児童生徒とその保護者へのアンケート調査などを踏まえながら当町の実態を捉え直し、必要な部分を見直すこととなりました。

本書は、令和2（2020）年11月変更版から見直しを図る部分に限り抜粋してお示しする構成としています。本書に記載のない部分につきましては、同変更版をご参照ください。

本計画の見直しに当たりご協力いただいたすべての皆さまに、この場をお借りして心からの感謝とお礼を申し上げます。

令和5（2023）年3月

安平町長 及川 秀一郎

目次

第1章 計画策定にあたって	略
第2章 子どもを取り巻く環境	5
1 人口の推移と将来推計	
(1)総人口	
(2)年齢別人口比率	
(3)出生数の推移	
2 生産年齢人口・就業者人口の推移	
3 子育て支援サービスの現状	
(1)認定こども園等利用者数	
(2)子育て支援センターの状況	
(3)放課後児童クラブ利用者数	
4 母子保健事業の状況	
(1)～(10) 略	
(11)子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の設置	
第3章 計画策定の考え方	略
第4章 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業	16
1～2 略	
3 地域子ども・子育て支援事業の必要想定人数、提供体制の確保の内容及びその実施時期	
(1)・(2) 略	
(3)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
(4)～(12) 略	
4～5 略	
第5章 施策の展開	略
第6章 計画の推進に向けて	略
資料	19
1 計画策定の組織	
(1)安平町子ども・子育て会議	

(2)安平町子ども・子育て会議子育て支援部会

(3)安平町子ども・子育て会議青少年部会

2 計画策定に係るニーズ調査

本文中、「〇〇〇〇〇〇〇〇※」と記載してある箇所は24ページ以降の用語集に詳しい説明を記載していますのでご参照ください。

3 用語集

第2章 子どもを取り巻く環境

1. 人口の推移と将来推計

(1) 総人口

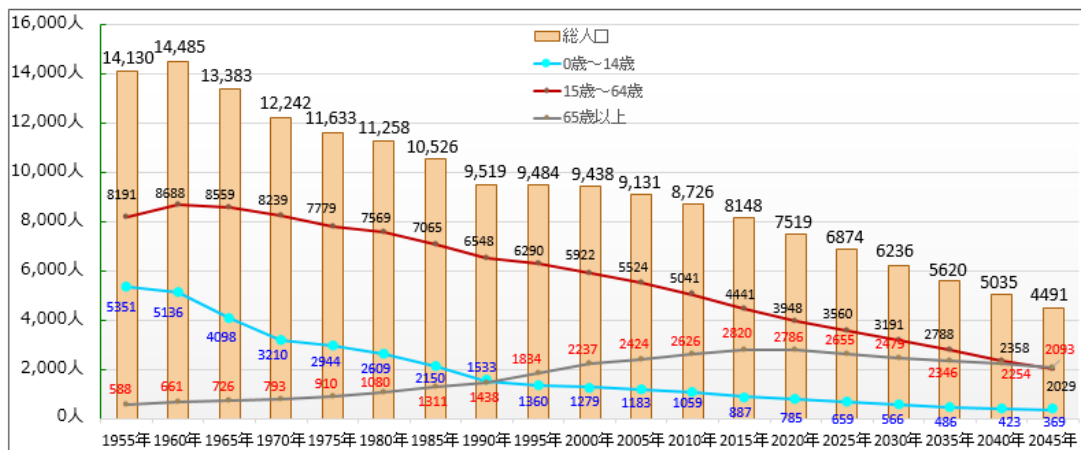
見直し後のグラフは、令和2（2020）年国勢調査の結果を反映したものです。

本町の人口は、見直し前同様毎年確実に減少しています。むしろ、その速度が平成30（2018）年北海道胆振東部地震の影響により加速したとみることができます。

一方、令和4（2022）年において18名が転入超過となり、安平町史上初めて「社会増」となったことは、大きな希望と言える現象です。

【見直し前】

■安平町の総人口の推移と将来推計（1955年（昭和30年）～2045年（平成57年））

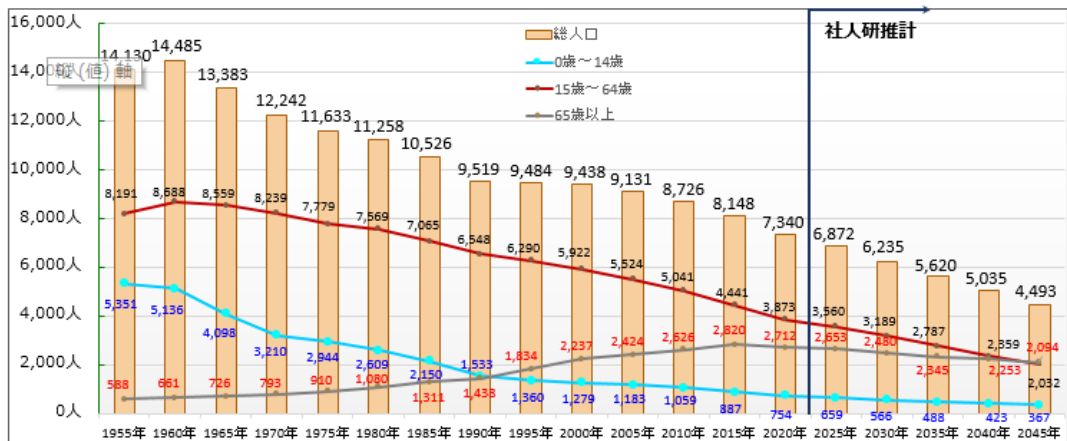


平成30年4月更新（2015年国勢調査結果反映・2018年公表社人研推計反映）

出典：国勢調査、2020年以降は社人研推計

【見直し後】

■安平町の総人口の推移と将来推計（1955年（昭和30年）～2045年（令和27年））



出典：国勢調査、2025年以降は社人研推計

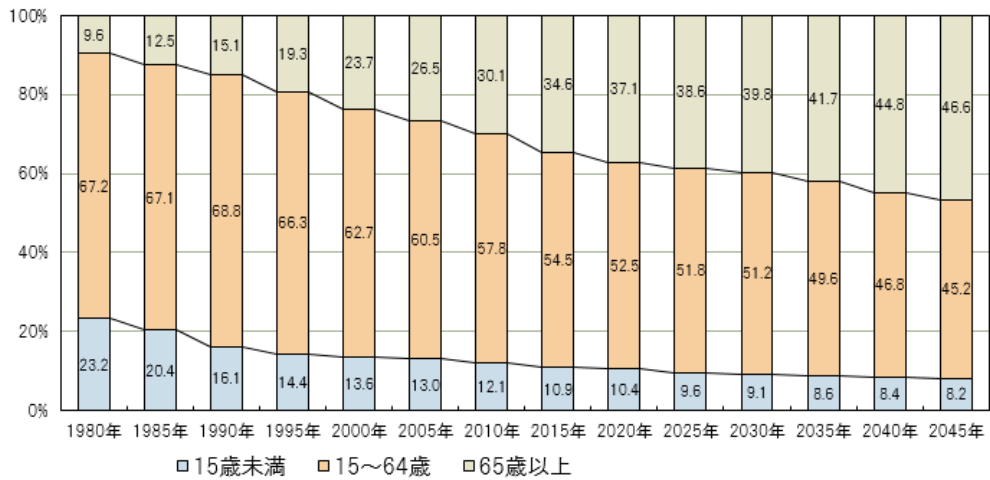
(2)年齢別人口比率

こちら、令和2（2020）年国勢調査の結果を反映したグラフです。

全体的な傾向としては見直し前とほとんど変わりありませんが、年少人口と老年人口が減少し、生産人口がわずかながら増加しています。老年者に健やかに過ごしていただきつつ、生産人口と年少人口の割合を高めることが、当町の目標となっています。

【見直し前】

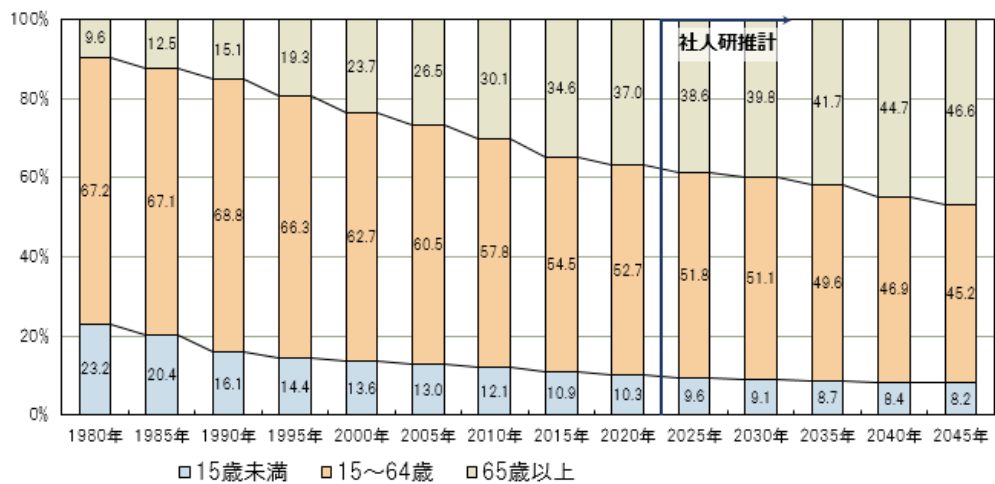
■安平町の年齢3区分別人口推移と将来推計（1980年（昭和55年）～2045年（平成57年））



平成30年4月更新（2015年国勢調査結果反映・2018年公表社人研推計反映） 出典：国勢調査、2020年以降は社人研推計

【見直し後】

■安平町の年齢3区分別人口推移と将来推計（1980年（昭和55年）～2045年（令和27年））



※2025年以降の社人研推計は、2020年国勢調査結果を踏まえた推計ではなく、社人研の平成30年3月公表値を使用（2015年国勢調査結果を反映） 出典：国勢調査、2025年以降は社人研推計

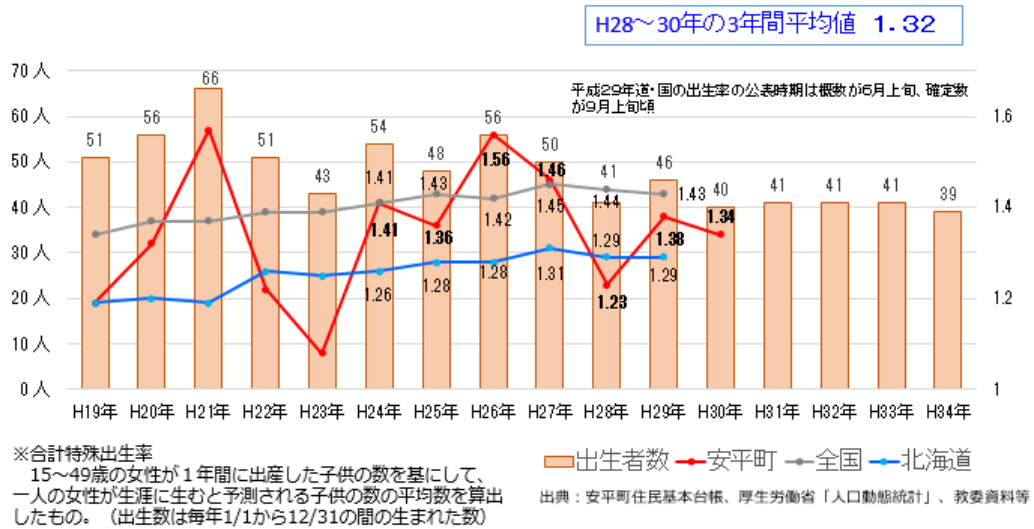
(3) 出生数の推移

こちらは、令和3（2021）年までの結果を反映したグラフです。

人口規模の少なさから年ごとに波がある傾向は変わりません。しかし、直近3年間平均値を見ると、見直し前から0.21ポイント上昇しています。

【見直し前】

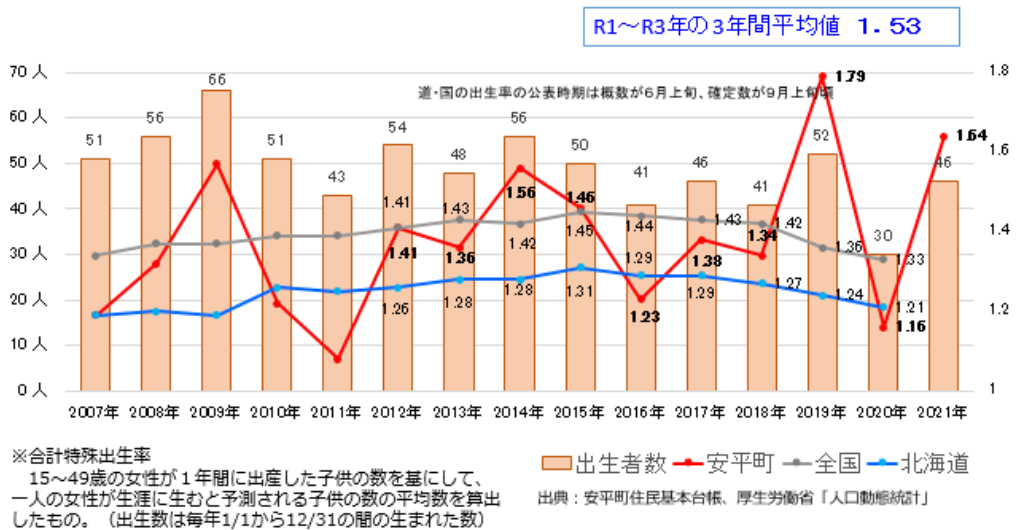
■ 安平町における出生数推移・将来推計と合計特殊出生率



平成31年4月更新 (出生者数は平成30年まで実数値、以降の出生者数は教育委員会の子ども子育て会議資料より抜粋(予測))

【見直し後】

■ 安平町における出生数推移・将来推計と合計特殊出生率

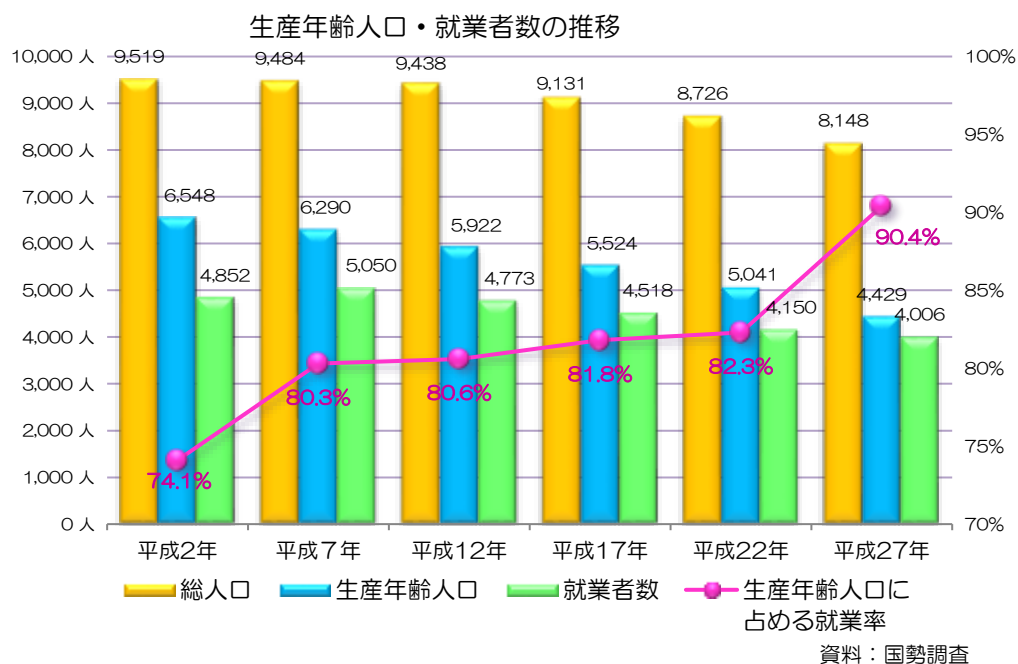


2. 生産年齢人口・就業者人口の推移

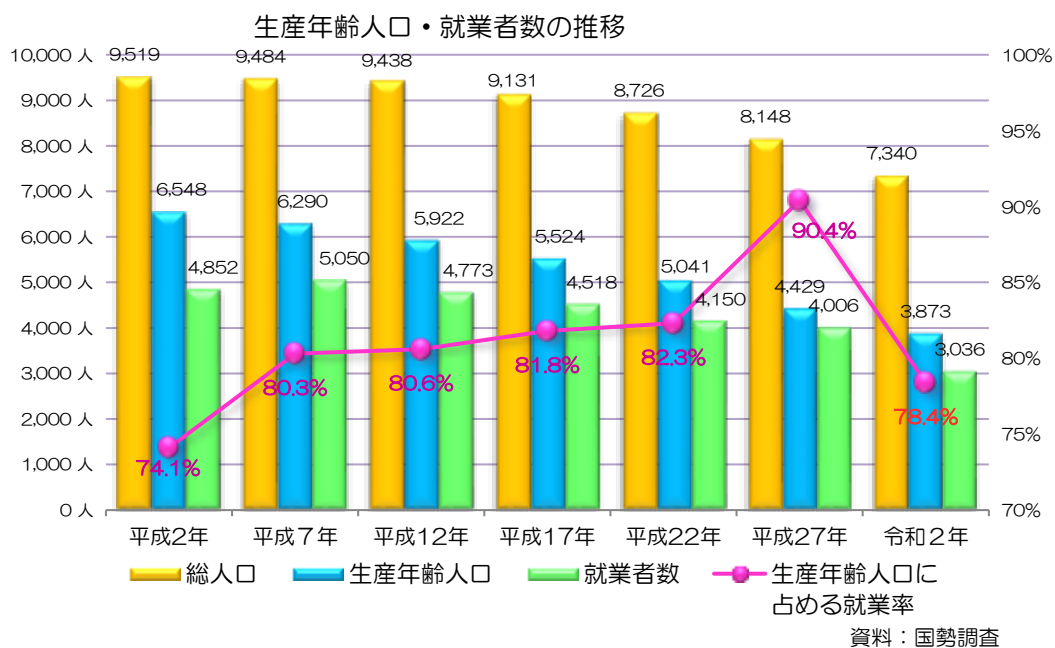
今回の見直しにより、令和2（2020）年度国勢調査の結果を反映しました。

平成27（2015）年度国勢調査と比較して、生産年齢人口に占める就業者数の割合が大きく減少しました。

【見直し前】

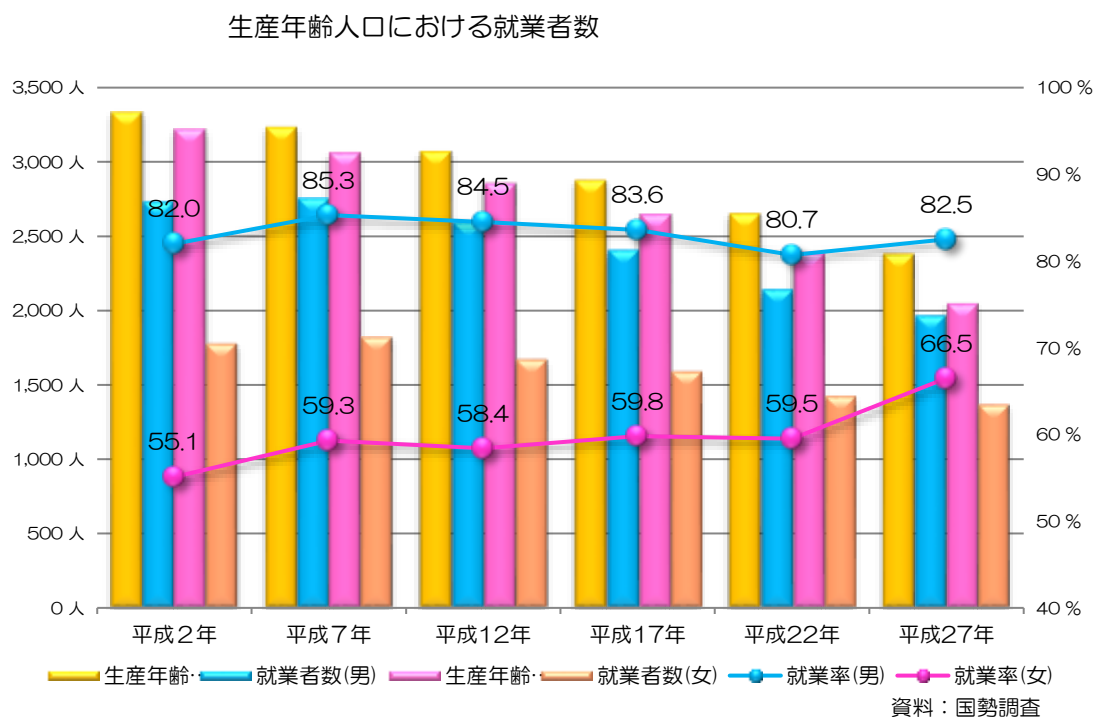


【見直し後】

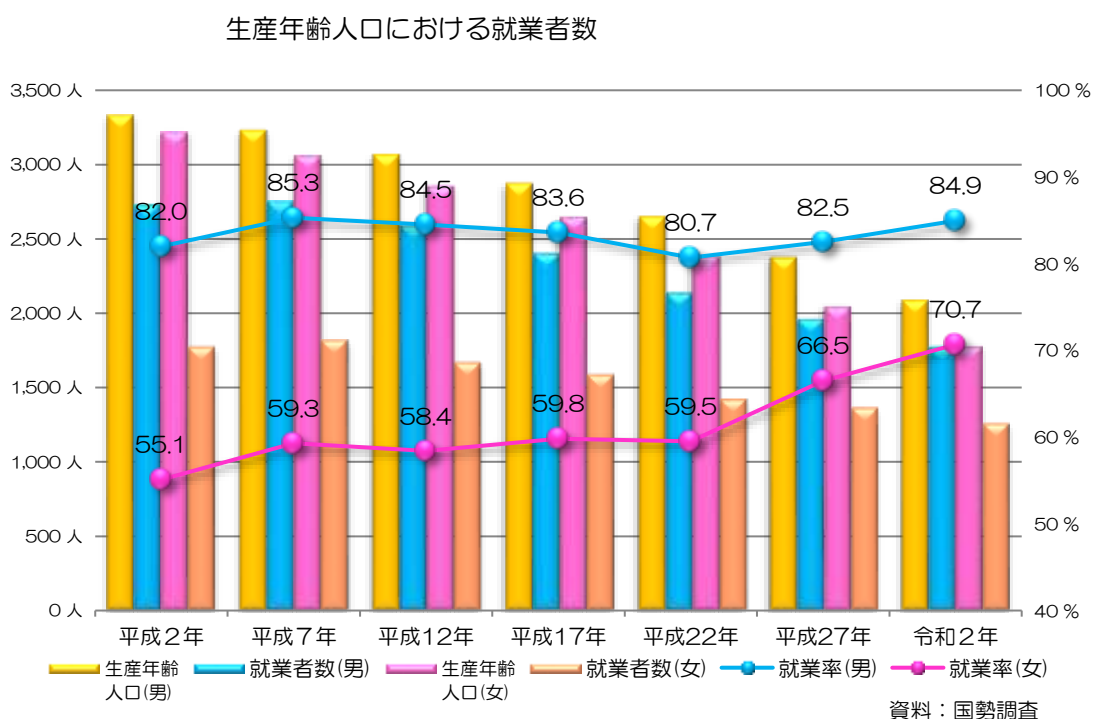


こちらのグラフも、令和2（2020）年度国勢調査の結果を反映しています。
本計画において最も重要な指標である女性の就業率が、70%を超えました。

【見直し前】



【見直し後】



3. 子育て支援サービスの現状

見直し前の本項では、第1期計画策定段階から第2期策定段階における下表【保育関係施設設置状況変遷】を説明しています。よって、本見直しでは第2期、とりわけ令和2(2020)年11月変更版で示された内容を中心に整理します。

第2期計画では、早来地区における小規模保育事業所創設が本項に影響を与えるものとなりました。また、第1期計画時から課題となってきた病児保育事業所については、現段階で時期を明確にしていますが、設置の可能性について検討が進められています。

これらを踏まえ、下記表を令和4(2022)年度現在の状況へ置き換えます。

【保育関係施設設置状況変遷】※見直し前

施設名	平成26年度	令和元年度	備考
町立幼保連携型認定こども園	はやきた子ども園	なし	平成28年度より公私連携へ
私立認可保育所	追分保育園	なし	平成29年度よりおいわけ子ども園へ
町立幼稚園	追分幼稚園	なし	//
へき地保育所	旭保育園	なし	//
公私連携幼保連携型認定こども園	なし	はやきた子ども園 おいわけ子ども園	早来は平成28年度から、追分は平成29年度から開始
子育て支援センター	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来は平成28年度から、追分は平成29年度から園運営法人が実施
放課後児童クラブ	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	両地区とも平成29年度から園運営法人が実施
児童センター	早来地区 1カ所	早来地区 1カ所	平成29年度から園運営法人が実施
児童館	追分地区 1カ所	追分地区 1カ所	//

【保育関係施設設置状況変遷】※見直し後

施設名	平成 26 年度	令和 4 年度	備考
町立幼保連携型認定 こども園	はやきた子ども園	なし	平成 28 年度より公 私連携へ
私立認可保育所	追分保育園	なし	平成 29 年度よりお いわけ子ども園へ
町立幼稚園	追分幼稚園	なし	//
へき地保育所	旭保育園	なし	//
公私連携幼保連携型 認定こども園	なし	はやきた子ども園 おいわけ子ども園	早来は平成 28 年度か ら、追分は平成 29 年 度から開始
小規模保育事業所	なし	早来地区 1カ所 追分地区 0カ所	令和3(2021)年11 月から私立事業所が開 所
子育て支援センター	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来は平成 28 年度か ら、追分は平成 29 年 度から園運営法人が実施
放課後児童クラブ	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	両地区とも平成 29 年 度から園運営法人が実 施
児童センター	早来地区 1カ所	早来地区 1カ所	平成 29 年度から園運 営法人が実施
児童館	追分地区 1カ所	追分地区 1カ所	//
病児保育事業所	なし	なし	現計画において検討中

(1) 認定こども園等利用者数

これまで教育・保育施設は、追分・早来両地区に公私連携幼保連携型認定こども園がそれぞれ1ヶ所でしたが、令和3(2021)年11月、学校法人立の小規模保育事業所「はやきたゆきだるま保育園」が設置されました。

入園児童数は、総数で見ますと平成29(2017)年度から令和元(2019)年にかけてそれぞれ241名、241名、269名と、全体としてはやや増加傾向にあります。一方、見直し後の令和2(2020)年度から令和4(2022)年度の3年間でみるとそれぞれ243名、239名、258名となり、見直し前と概ね同水準で推移しています。ただし、総体の児童数(年少人口)の減少から見ると、預けて働く生活スタイルの増加は前出の女性の就業率上昇からも見て取れますし、加えて、集団生活を望む親の割合が増えていると推測できます。

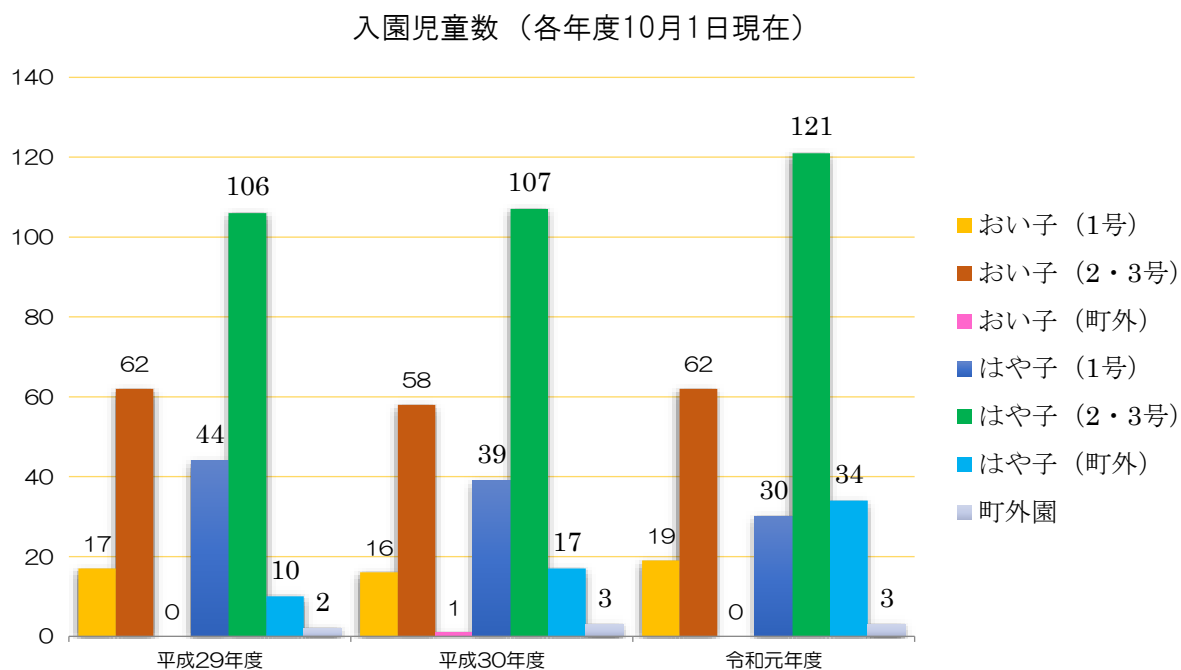
園別に見ると、おいわけ子ども園は見直し前と見直し後の3か年平均で見ると10名減少している一方、はやきた子ども園では3名増加しており、要因としては町外からの流入増が挙げられます。

待機児童※は、平成29・30(2017・2018)年度はありませんでしたが、令和元(2019)

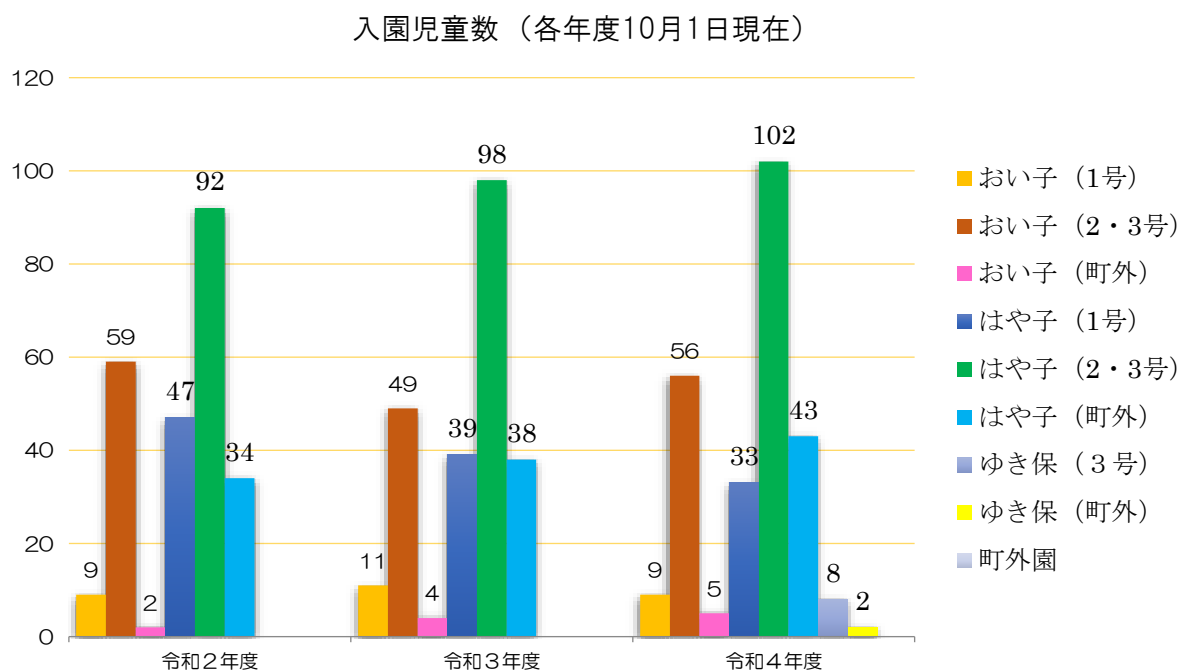
年度において1名（同年12月現在）発生し、その後解消して現在までありません。

なお、下記のグラフは、両園が民営化した後の状況を表示し、今回の見直しにより令和2（2020）年度から令和4（2022）年度を追加しています。

【見直し前】



【見直し後】 令和2（2020）年度以降

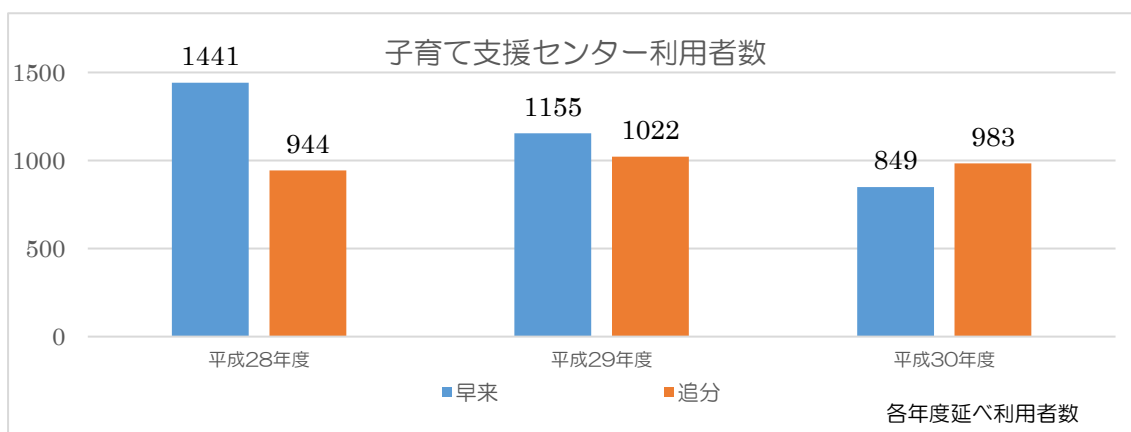


(2)子育て支援センターの状況

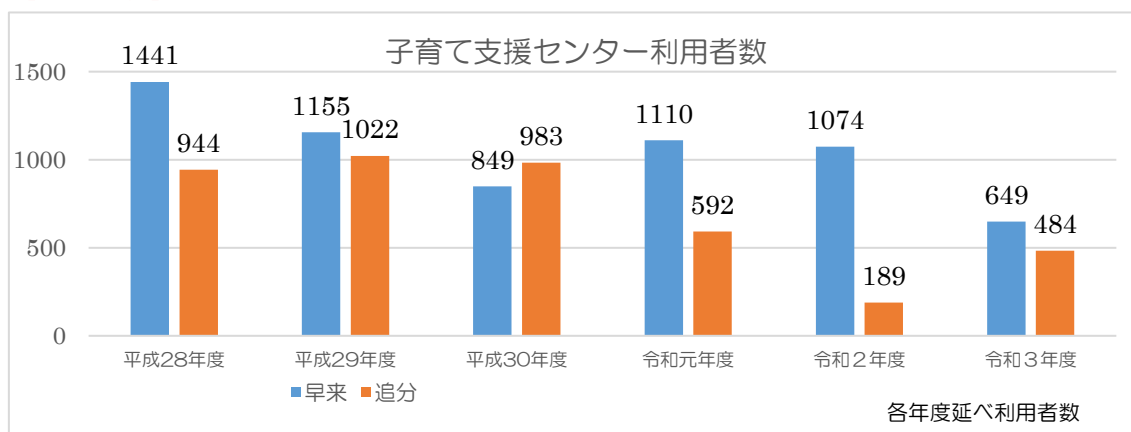
今回の見直しにより、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度分について追加しました。

利用者数について、見直し前段階（第2期策定当初）では少子化やこども園等を利用する児童の増により利用対象者が減っていることなどを要因として減少傾向にありという分析をしています。見直し後の3か年は、ウィズコロナの期間であったことから、より減少傾向が強まった結果となりました。

【見直し前】



【見直し後】



(3)放課後児童クラブ利用数

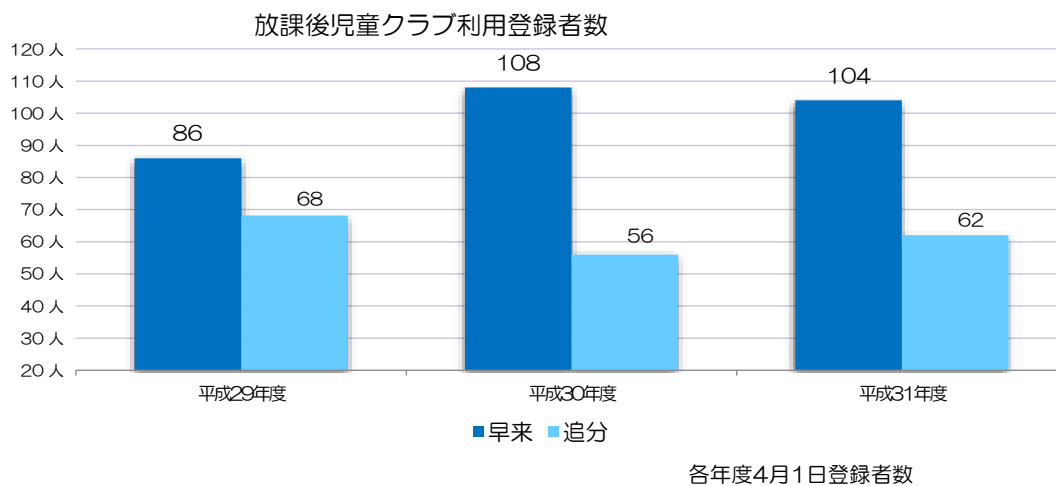
今回の見直しにより、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度分について追加しました。

見直し前の分析としては、児童数が減少傾向にあるが、利用登録者数は小学生の概ね半数が登録し高止まりであることに加え、1日の平均利用者数（平日）は登録者数の概ね50%程度で推移していることから、働く保護者が増え自宅以外の児童の居場所を確保する方が増えていることが見出されたました。

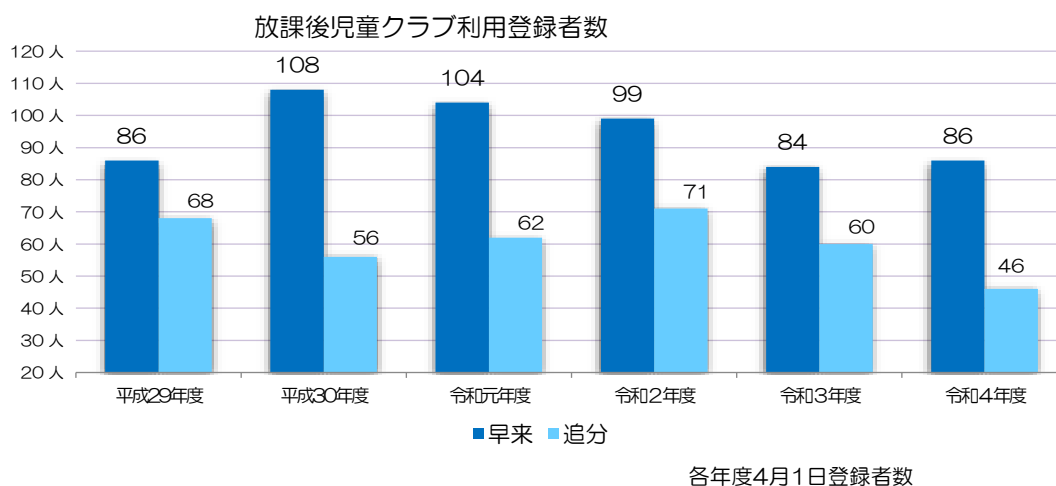
見直し後の3か年を見ると、利用登録者数としては追分で平均△3名、早来で平均△

10名と減少傾向にあります。しかし、早来では1日の利用者数が70名を超える日が頻発するなど、利用登録者の利用率が60～70%で推移しています。

【見直し前】



【見直し後】



4. 母子保健事業の現状

(3) 不妊対策

妊娠を望む夫婦に対しては、医療保険の適用となる特定不妊治療を受けた後、保険適用後の自己負担分を助成しています。1年間の助成回数の上限はなく、最初の治療が40歳未満の方は通算6回まで、40歳～42歳までの方は通算3回まで助成しています。また、第2子以降の特定不妊治療を行うときは、それまでの通算助成回数に関わらず、特定不妊治療を行う子ども毎に40歳未満は通算6回、40歳～42歳の方は通算3回まで助成します。

(11) 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の設置

母子保健事業と子育て支援事業との一体的な提供を通じて、妊婦及び乳幼児の健康保持並びに増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をするため、平成31（2019）年4月に子育て世代包括支援センターを設置しました。

また、子育て世代包括支援センターの設置に合わせて、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他必要な支援に係る業務を適切に行うことを目的として、上記子育て世代包括支援センターと同じく平成31（2019）年4月に安平町子ども家庭総合支援拠点を設置しました。

この間の安平町における運用は、健康福祉課にて両機能を所管させ、物理的にも同室で業務を実施することで実質的にも一体的な運用を図り、迅速かつ的確な子どもとその家庭の支援に取り組んできました。

しかしながら、全国的な事例をみると、まだまだ両機能の効果を最大限に発揮するという段階に至らず、これらの機能の強化・拡充の必要性が指摘され、令和4（2022）年6月に改正児童福祉法が成立し、令和6（2024）年4月より両機能を統合した「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。

よって、当町としましても法改正の趣旨に鑑み、同センターを法施行に合わせて設置することについて検討を進めていきます。

第4章 幼児期の学校教育・保育、 地域子ども子育て支援事業

3. 地域子ども・子育て支援事業の必要想定人数等、提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業についても、幼児期の学校教育・保育と同様に、安平町に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、計画期間として定める各年度の必要人数等を見込むこととされています。

本見直しでは、昨今利用登録者数の利用率が高まっている放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、先に実施した保護者アンケートの結果を踏まえた令和5・6（2023・2024）年度における必要想定人数等、提供体制の確保の内容及びその実施時期についてお示しします。町は計画を達成できるよう、必要な措置を講じていきます。

(3)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

▼事業の概要及び現状

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室（空き教室）、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。安平町では第1期計画に基づき、両子ども園が入る児童福祉複合施設内の早来児童センターと追分児童館に開設しています。また、子ども・子育て新制度では、対象を小学校3年生から6年生へ拡大するよう求められたことを踏まえ、第1期計画にこれを盛り込み、平成28年度より実施しています。

▽今後の方向性【見直し前】

第1期計画で掲げた、子どもが小学生になっても働き続けられる環境整備の一環としての休日開所について、引続き両運営法人と協議します。また、見込みを上回る入所希望があった場合にも、両運営法人と連携しながら待機児童が発生しないよう努めるとともに、発生した場合にはその解消に努めます。

年度	早来地区				追分地区			
	必要想定人数			確保の内容	必要想定人数			確保の内容
	低学年	高学年	計		低学年	高学年	計	
R2	50人	54人	104人	110人	27人	32人	59人	90人
R3	51人	50人	101人	110人	30人	32人	62人	90人
R4	53人	45人	98人	110人	31人	29人	60人	90人
R5	49人	50人	99人	110人	33人	27人	60人	90人
R6	47人	51人	98人	110人	33人	30人	63人	90人

▽今後の方向性【見直し後】

両運営法人と連携しながら待機児童が発生しないよう努めてきましたので、令和2（2020）年度から現在まで待機児童は発生していません。しかし、早来地区では利用登録者の利用率の上昇を背景に、実質的な1日当たりの利用人数の上昇による施設の過密化が顕著です。

令和5（2023）年度の1学期までの状況を参考に、同年度2学期以降、放課後子ども教室による早来学園を活用した新たな居場所づくりを検討し、その解消に努めます。

年度	早来地区				追分地区			
	必要想定人数			確保の内容	必要想定人数			確保の内容
	低学年	高学年	計		低学年	高学年	計	
R2	50人	54人	104人	110人	27人	32人	59人	90人
R3	51人	50人	101人	110人	30人	32人	62人	90人
R4	53人	45人	98人	110人	31人	29人	60人	90人
R5	60人	24人	84人	110人	33人	10人	43人	90人
R6	58人	36人	94人	110人	38人	18人	56人	90人

資 料

1. 計画策定組織 ※本計画見直し時（令和5年3月現在）

(1)安平町子ども・子育て会議

役職	所属	氏名	備考
委員長	安平町長	及川 秀一郎	行政関係者代表
委員	安平町教育委員会教育長	種田 直章	教育行政関係者代表
委員	安平町校長会	花田 啓光	学校関係者代表
委員	はやきた子ども園長	福田 剛	認定こども園
副委員長	おいわけ子ども園長	山城 義真	認定こども園
委員	はやきた子ども園学校運営協議会代表	添谷 信隆	認定こども園
委員	おいわけ 子ども園学校運営協議会代表	田畑 正人	認定こども園
委員	安平町PTA連合会会長	秋田 実	社会教育団体
委員	安平町子ども会連絡育成協議会会長	内田 昌利	社会教育団体
委員	安平町民生委員協議会会長	中村 力	地域福祉関係

(2)安平町子ども・子育て会議子育て支援部会

役職	所属	氏名	備考
委員	有識者	松田 剛史	地域活動等
委員	安平町校長会	山田 耕一	学校関係者代表
委員	安平町民生委員協議会主任児童委員	垣内 敦子	地域福祉関係
委員	子育てサポーターの会ありす会長	川崎 知子	子育て支援活動
委員	安平町人権擁護委員協議会会長	小野寺 捷	地域福祉関係

(3)安平町子ども・子育て会議青少年部会

役職	所属	氏名	備考
委員	追分高等学校長	石若 拓哉	学校関係者代表
委員	更生保護女性会会長	長山 絹枝	地域福祉関係
委員	苫小牧警察署早来駐在所長	千葉 祐一	警察行政
委員	保護司	八木 響子	地域福祉関係
委員	防犯協会会長	工藤 隆男	地域活動
委員	有識者	野村 治男	指導助言（退職校長）
委員	有識者	丸子 明人	指導助言（退職校長）

2. 計画策定に係るニーズ調査

(1) 目的

新たな子ども・子育て支援制度の中で、次代を担う子どもたちのために行う事業を計画的に進める目的で作成する「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として教育・保育や子育て支援の利用状況や利用希望、さらには子育てに関する不安感・負担感や子どもの権利に関することなどを把握するため。

(2) 調査の内容及び方法

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）ニーズ等調査

○調査対象

令和5（2023）年1月24日現在で、安平町内の年中から小学校4年生の子をもつ保護者

（全世帯を対象）

○調査件数

218件（1世帯につき1件）

○調査内容

これまでの安平町子ども・子育て会議での議論を踏まえ、近年過密化が進む同事業の今後のニーズ把握と、子育てに関する不安感・負担感に関する調査を実施する。

○周知方法

町内認定こども園在園児の保護者へは、園経由でチラシ配布

小学生の保護者へは、小学校でチラシ配布（補完として「マチコミ」も活用）

○回収方法

オンライン回答フォームへの入力

○調査期間

令和5（2023）年1月26日（木）～令和5（2023）年2月6日（月）

②子どもの権利に関する意識調査

○調査対象

A：同年1月26日現在で、安平町内の小学校1年生から中学校3年生全員

B：同年1月26日現在で、安平町内町立学校及び私立教育・保育施設に所属する教職員全員

○調査件数（1人につき1件）

A：480件 B：学校91件、教育・保育施設117件 合計208件

○調査内容

これまでの安平町子ども・子育て会議での議論を踏まえ、「子どもにやさしいまちづ

くり事業（CFCI）」実践自治体として本計画の理念に『子どもにやさしいまちづくり』を掲げることから、「子どもの権利」又は「子どもの権利条約」に関する意識調査を実施する。

○周知方法

A：学校経由でチラシ配布（補完として「マチコミ」も活用）

B：学校教職員へは、サイボウズ配信

教育・保育施設教職員へは、各法人内メールシステム配信

○回収方法

オンライン回答フォームへの入力

○調査期間

令和5（2023）年2月1日（水）～令和5（2023）年2月9日（木）

（3）回答状況

①

対象数	回収数	回収率（％）	有効回答数	有効回答率（％）
218	91	41.74%	91	41.74%

②-A

対象数	回収数	回収率（％）	有効回答数	有効回答率（％）
480	71	14.79%	71	14.79%

②-B

対象数	回収数	回収率（％）	有効回答数	有効回答率（％）
208	49	23.55%	49	23.55%

（4）調査項目

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）ニーズ等調査

分類	調査項目
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> 現在の学年 利用希望学年（いつまで利用したいか）
子育てに関する不安感・負担感に関する意識調査	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する不安感・負担感を感じる程度 子育てに関する不安感・負担感を感じる内容や場面 不安や負担を感じる理由（自由記載）

②子どもの権利に関する意識調査

分類	調査項目
意見表明権に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> 大人たちから意見を聴かれているか、子どもたちに意見を

査	<p>聴いているかの自認の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記理由（自由記載） ・ 意見が言いやすい仕組みや環境とは（自由記載）
子どもと大人相互の信頼関係に関する意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大人を又は子どもを信頼している程度 ・ 同じ立場/対等な関係が必要かどうかの意識確認
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの権利」や「子どもの権利条約」に関する認識度調査 ・ その他自由記載 <p>※返事が必要な場合は個人情報記載を求める。</p>

3. 用語集

■11ページ 最終行	
待機児童	保育所の入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童。
■17ページ 最終行	
放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が放課後に留守となる家庭の児童へ生活の場を提供する一方、本事業では留守家庭等の要件はなく、放課後の児童の居場所づくりが主な目的となるもの。